

平成25年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修実施要領

1 目的

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービス等の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

愛知県

3 受講対象者

サービス管理責任者研修	
第1分野 介護	○ 生活介護事業、療養介護事業を実施している又は実施予定であること。 ○ 各事業所・施設1人とする。(ただし、定員が61人以上100人以下の場合は2人、101人以上140人以下の場合は3人まで可とする。)
第2分野 地域生活(身体)	○ 自立訓練(機能訓練)事業を実施している又は実施予定であること。
第3分野 地域生活 (知的・精神)	○ 自立訓練(生活訓練)事業、共同生活介護事業、共同生活援助事業を実施する又は実施予定であること。 ○ 各事業所・施設1人とする。 (ただし、31人以上60人以下の場合は2人まで可とする。)
第4分野 就労	○ 就労移行支援事業、就労継続支援(A型、B型)事業を実施している又は実施予定であること。 ○ 各事業所・施設1人とする。(ただし、定員が61人以上100人以下の場合は2人まで可とする。)
児童発達支援管理責任者研修	
○ 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業を実施している又は実施予定であること。	

※障害者支援施設については、実施する日中活動サービスの分野を受講する。

4 研修内容

(1) サービス管理責任者研修カリキュラム(予定)

科	目	区分	内 容	時間数
サービス管理責任者の役割に関する講義	障害者総合支援法とサービス管理責任者の役割	共通	障害者総合支援法における各事業の機能とサービス内容、サービスの質を確保するために必要なサービス管理責任者の基本的な役割等について解説	2
	サービス提供のプロセスと管理	共通	サービス提供のプロセス全体を解説するとともに、サービス管理責任者がそのプロセスにどのように係わるかを具体的に解説	2
	サービス提供者と関係機関の連携	共通	実際のサービス提供現場において、事業者又はサービス提供職員とそれを取り巻く様々な関係機関等とのネットワーク構築の事例解説	2
アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	アセスメントとサービス提供の基本姿勢	分野別	アセスメント技法や特に配慮しなければならないポイントについての解説	3

サービス提供プロセスの管理に関する演習	「サービス提供プロセスの管理の実際 事例研究①」 (アセスメント編)	分野別	標準的なサービス提供のプロセスに沿って支援が実施された事例に基づき、支援方針の基本的な方向性やサービス内容を左右する利用者像の把握や目標設定などの事項に重点を置いて演習を展開する。	4
	「サービス提供プロセスの管理の実際 事例研究②」 (個別支援計画編)	分野別	事例研究①と同様に、障害内容等の異なる困難な事例を用いて、アセスメント結果がすでに明らかとなっている状況から正確な個別支援計画書を作成・修正できるかといった観点から演習を展開する。	3
	サービス内容のチェックとマネジメントの実際(模擬会議)	分野別	個別支援計画の作成に係る会議をシミュレーションし、サービス管理責任者としてサービス提供者が展開する様々なサービス内容をチェックし、支援チームに対するマネジメントの方法について演習する。	3

(2) 児童発達支援管理責任者研修カリキュラム

サービス管理責任者研修と同様の内容となる予定

5 研修日程(予定)

	日程	場所
合同講義		
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者	H25. 10. 23(水)	ウィルあいちウィルホール (名古屋市東区上堅杉町1)
サービス管理責任者分野別講義・演習		
第1分野： 介護	①H25. 11. 21(木)～22(金) ----- ②H25. 11. 28(木)～29(金)	愛知県東大手庁舎 409 会議室 (名古屋市中区三の丸3丁目2-1。 名古屋市役所本庁舎東)
第2分野： 地域生活(身体)	未定(2日間を予定)	名古屋市総合リハビリテーションセンター (名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1-2)
第3分野： 地域生活(知的・精神)	①H25. 12. 12(木)～13(金) ----- ②H25. 12. 19(木)～20(金)	愛知県東大手庁舎 409 会議室 (名古屋市中区三の丸3丁目2-1)
第4分野： 就労	①H26. 1. 9(木)～10(金) ----- ②H26. 1. 16(木)～17(金)	愛知県東大手庁舎 409 会議室 (名古屋市中区三の丸3丁目2-1)
児童発達支援管理責任者研修講義・演習		
児童発達支援管理責任者	①H26. 1. 23(木)～24(金) ----- ②H26. 2. 6(木)～7(金)	愛知県東大手庁舎 409 会議室 (名古屋市中区三の丸3丁目2-1)

※第2分野の日程については、決定次第市町村あてにメールで連絡します。

※研修時間及び受付時間は、受講決定通知に記載します。

※日程は、受講決定の状況により増設・変更もあるため、受講決定通知に記載の日程で受講すること。また、研修日程は県で決定し、原則日程の変更は行いません。

※分野別等の講義・演習については複数回開催(第2分野は除く)する内の、1回を受講することになりますが、どの回を受講するかについては、原則として県で決定します。

6 申込方法等

(1) 提出書類

<事業所>

- ・「受講者推薦及び申込書」(別紙1)

※必ず事業所の代表者から推薦を受けること。また、必要事項の記入漏れがないようにすること。

<市町村>

- ・事業所が提出した「受講者推薦及び申込書」(別紙1)
- ・「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修受講者推薦書」(別紙2)

(2) 申し込み先

<事業所>

- ・事業所の所在する市町村役場

<市町村>

- ・愛知県健康福祉部障害福祉課相談支援グループ

(3) 申し込み期限

<事業所から市町村役場への提出期限>

- ・申し込み先市町村が設定した期限

<市町村から愛知県障害福祉課への提出期限>

- ・平成25年5月24日(金)期限厳守

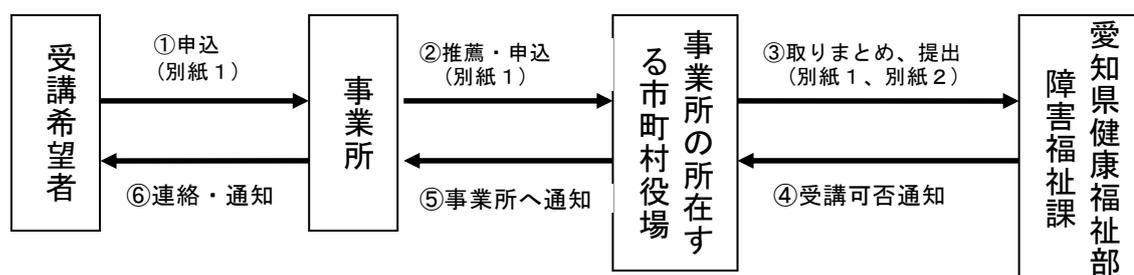
(4) 定員

- ・第1分野、第3分野、第4分野、児童発達支援管理責任者…各128名
- ・第2分野…8名

合計520名

※ただし、申し込み状況によっては、増員することがあります。

(5) 申込等の流れ図



7 受講決定

- 別紙1「受講者推薦及び申込書」の記載事項により受講の可否を決定し、愛知県障害福祉課から市町村あてに、平成25年8月上旬頃(予定)通知します。
- 応募者が多数の場合は、以下の点を考慮し、受講者を選考・決定します。
 - ・既に事業を開始し、現在サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)として従事しているが、経過措置等により研修が未受講の者を優先する。
 - ・事業開始予定の時期が早い事業所において、サービス管理責任者等として従事する予定の者を優先する。

- ・事業所の運営において必要なサービス管理責任者等の研修を修了した者が1人もいない事業所からの申込を優先する。
- ・実務経験を有する者を優先する。

8 修了証書の交付、修了者名簿の管理

(1) 修了証書の交付

県は定められた全科目について出席した者に対して修了証書番号、修了年月日、生年月日、氏名及び修了分野（サービス管理責任者研修の場合）等を記載した修了証書を交付する。

(2) 修了者名簿の管理

県は、上記(1)に掲げる事項を記載した研修修了者名簿を作成し、管理する。

9 注意事項

- (1) 研修参加者は、研修受講の意義・目的などを十分認識した上で、参加するようにしてください。
- (2) 多機能型など、複数の分野等の受講が必要な場合であっても、申込状況によっては、1分野しか受講決定できない場合がありますので、優先順位を申込書備考欄に記入してください。
- (3) 受講決定者は、必ず全日程出席してください。
ただし、平成18年度～24年度サービス管理責任者研修を修了した者は、「合同講義」（25年10月23日開催）の受講を免除しますので、別紙1「受講者推薦及び申込書」に平成18年度～24年度の修了証書番号を記載してください。
- (4) 受講態度等に問題がある場合は、研修修了証書をお渡ししない場合があります。また、遅刻・早退は原則認めていません。
- (5) 分野別等の講義・演習は、事前課題を基に演習等を行います。したがって、事前課題を実施しないで当日出席することはできません（欠席扱い）ので、必ず事前課題を実施し、出席してください。
- (6) この研修は「サービス管理責任者」「児童発達支援管理責任者」になるための研修であり、各事業所の「管理者」や居宅介護事業所等の「サービス提供責任者」になるための研修ではありません。

10 参考

<相談支援従事者初任者研修講義部分>

- サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件は、実務経験とサービス管理責任者研修等の他に、「相談支援従事者初任者研修」の「講義部分」を2日間受講する必要があります。受講を希望する場合は、別紙1「受講者推薦及び申込書」に記載してください。

ただし、過去に当該研修を受講した者は免除しますので、別紙1に修了証番号を記載してください。

- 講義（2日間連続）日程…平成25年9月5日（木）～6日（金）に開催予定

<経過措置等>

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については、次のとおりの取り扱いとなりますので、計画的に研修を受講すること。

○ サービス管理責任者

- ・24年4月1日以降の新規事業所は、実務経験があれば事業開始後1年間は、サー

ビス管理責任者研修修了の要件を満たしているとみなされる。

（多機能型は、事業開始後1年間に、いずれかの分野の研修を修了していれば、事業開始後3年間は全ての分野の研修修了の要件を満たしているとみなされる。）

- ・やむを得ない事情によりサービス管理責任者が欠如した場合は、当該事由発生後1年間は、研修修了の要件を満たしているとみなされる。
- ・24年3月末に指定されている事業所は、25年3月31日までは、研修修了の要件を満たしているとみなされる。

（多機能型は、いずれかの分野の研修を修了していれば、27年3月31日までの間は要件を満たしているとみなされる。）

○ 児童発達支援管理責任者

- ・実務経験の要件を満たしていれば、施行後3年間（24年4月1日～27年3月31日）で、児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分2日間）を修了することを条件に、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができる。
- ・過去に、サービス管理責任者研修（第5分野（児童））を修了しているものは、児童発達支援管理責任者研修を修了しているとみなされる。